

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

現在、後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関を受診した場合、医療費の1割または3割を窓口で自己負担することになっていますが、令和4年10月1日からは、この自己負担割合に新たに「2割負担」が加わります。

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



令和4年9月30日まで

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割



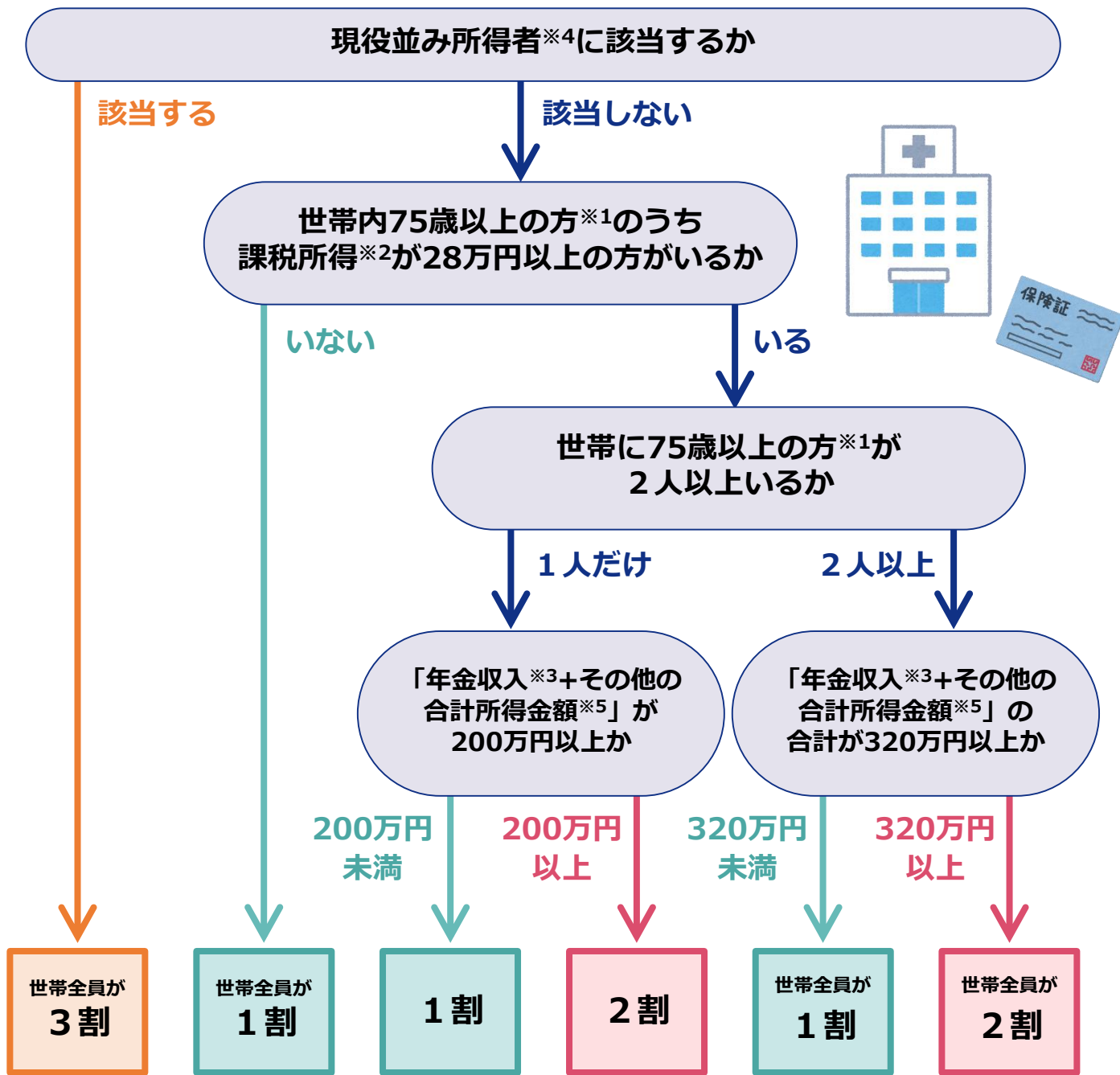
区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。
(令和 3 年中の収入などを基に判定するため、令和 4 年 8 月頃から判定が可能となります)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- 2割負担となる方で口座登録されていない方には、10月中に岩手県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って振込先口座の情報を記入し、返送をお願いします。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

ご注意ください！

- 厚生労働省や役場が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず
郵送で
お届けします



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719 (月~土、9時~18時) をご利用ください。

その他のお問い合わせは、

岩手県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎019-606-7501

岩手町役場 町民課 国保年金係 ☎0195-62-2111 (内線502・508・509)